

# 郡山市災害弔慰金支給審査委員会設置要綱

平成24年7月20日制定

平成26年11月12日一部改正

平成27年4月1日一部改正

[ 保健福祉部保健福祉総務課 ]

## (設置)

第1条 郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年郡山市条例第32号）第3条の規定に基づき東日本大震災災害弔慰金（以下「弔慰金」という。）を支給するに当たり、専門的見地から東日本大震災との因果関係等を審査するため、郡山市災害弔慰金支給審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 委員会は、弔慰金の支給に係る事実の審査及びその他の弔慰金の支給に関する事項（ただし、医師の診断書等により明確に判断できる事項を除く。）の検討を行う。

## (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織し、学識経験者、医師及び弁護士から市長が委嘱する。

2 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

3 委員長及び副委員長は、市長が指名する委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年7月20日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年11月12日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。